

# 方南西町会会則

平成9年5月 一部改正  
平成17年5月28日 一部改正  
平成17年7月18日 追記  
平成19年5月26日 一部改正  
平成22年5月15日 一部改正  
平成23年5月14日 一部改正  
令和2年6月6日 一部改正  
令和5年5月13日 一部改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、方南西町会（以下「町会」という）と称する。

(事務所)

第2条 町会の事務所は、会長宅におく。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 町会は、隣人愛と相互扶助の精神をもって会員相互の親睦と近隣協和の実を挙げるとともに、安心・安全な町内の構築と文化の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防犯、防火および交通安全に関すること
- (2) 防災対策に関すること
- (3) 文化に関すること
- (4) 会員の相互扶助に関すること
- (5) 青少年の育成に関すること
- (6) 町会活動の周知、広報に関すること
- (7) 表彰に関すること
- (8) その他必要な事項

(事業部)

第5条 町会は、前条の事業を行うため、総務部、会計部、防犯部、防火部、広報部、文化部、婦人部、青少年部および交通部をおく。各事業部には、事業部長・副部長をおく。

2 災害緊急時へのリスク管理・危機管理に備え、防災対策本部をおく。防災対策本部の組織および活動は、別途定める「方南西町会 防災対策本部 内規」による。

3 町会文化活動の一翼を担う祭礼を運営するとともに、祭礼神具を健全に管理するために祭礼委員会をおく。祭礼委員会の組織および活動は、別途定

める「方南西 祭礼委員会 内規」による。

(隣保部)

- 第 6 条 会員相互の連携を図る隣保の目的を達成するため、別に定める地域区分に従い隣保部をおく。
- 2 隣保部の下に、さらに隣接する会員 10 世帯前後を標準にして隣保班をおく。隣保班には、その班内会員の互選により班長 1 名をおき、班長は班内の協和の中心となる。

### 第 3 章 会 員

(会 員)

- 第 7 条 本会は、杉並区 方南 1 丁目、和泉 1 丁目、和泉 4 丁目の一部内に居住する世帯をもって会員とする。
- 2 本会の事業に賛同する町会区域以外に居住する世帯または団体（会社等を含む）を特別会員とする。

(入会と会費)

- 第 8 条 会員および特別会員の入会は、本人（または団体）の入会意思と役員会の承認により入会とする。
- 2 会員の会費は、年額 1,200 円（平成 22 年度より改正）とする。
- 3 特別会員の会費は、入会時に協議して、役員会がこれを定める。

### 第 4 章 役 員

(役員の数)

- 第 9 条 この町会に次の役員等（役員、監事、顧問）をおく。
- 役 員
    - 会 長 1 名
    - 副 会 長 5 名以内（「会長事務取扱」を含む）
    - 事 業 部 長 9 名以内（総務部、会計部、防犯部、防火部、広報部、文化部、婦人部、青少年部および交通部の部長）
  - 監 事 2 名
  - 顧 問 若干名（会長、副会長、事業部長、副部長、監事経験者等の功績授与者、功労授与者、並びに町会員である地方議会議員経験者を基本とする。）

(役員を選任)

- 第 10 条 会長、副会長及び監事は、会員の中から総会で選任する。
- なお、会長、副会長又は監事に事故あるとき又は欠けたるときは、当該役員の残任期間のうち次回総会までの期間に限り、役員会において現副会長の中から「代行」を選任することができる。
- また、会長職務の一部について、会長に替わって職務の一部を遂行する者

が必要な場合には、期間を定めて、役員会において現副会長の中から「会長事務取扱」を選任することができる。

2 事業部長、副部長、隣保部長および顧問は、本人の同意を得て、会長が指名する。

(役員等の職務)

第 11 条 役員等の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、この町会を代表し、会務を総理する。

なお、会長事務取扱の職務は、会長業務の内の、外部会議、関係機関の行事参画、及び会長が指定した職務とする。ただし、総会・役員会の運営、町会預金の管理及び公印管理を委ねることはできない。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたるときは、役員会において「代行」を選任することができる。

(3) 事業部長および隣保部長は、会長副会長を補佐し、担当する会務を処理する。

(4) 監事は、役員会に出席し、意見を述べることはできる。ただし、表決に加らない。

監事は、役員（会長、副会長、事業部長、副部長）を兼ねることはできない。

(5) 顧問は、町会の重要事項につき、会長の諮問に応ずる。

(役員・監事の任期)

第 12 条 役員および監事の任期は2年とする。ただし、重任をさまたげない。補欠による役員の任期は、前任者の残存期間とする。

(役員等の報酬)

第 13 条 役員等は、無給とする。

## 第 5 章 会 議

(会議の種類)

第 14 条 本会の会議は、定期総会、臨時総会および役員会の3種類とする。

(総会の構成および招集)

第 15 条 総会は、第7条第1項および第2項の会員をもって構成する。

2 定期総会は、毎事業年度2ヶ月以内に会長が召集する。

3 臨時総会は、次のとき会長または監事が召集する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 監事が必要と認めたとき

(3) 会員現在数の4分の1以上が連署して要請したとき

(総会の召集方法)

第 16 条 総会の招集は、日時、場所および会議に付すべき事項を記載した書面ならびに、電磁的方法等にて会員に通知する。

(総会の議決事項)

第 17 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会長、副会長および監事の選任
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 事業計画および収支予算
- (4) 会則の変更
- (5) 財産の処分
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他役員会において必要と認めた事項

(役員会の組織と召集)

第 18 条 役員会は、役員をもって組織し、議長は会長がこれにあたる。

- 2 役員会は、会長が随時召集する。ただし、役員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときには、臨時役員会を招集しなければならない。

(役員会の議決事項)

第 19 条 役員会は、総会への提出議案を諮るほか、総会の権限に属するものを除き、会務執行のため必要な事項を議決する。

(議決の方法)

第 20 条 出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(総会の議決事項の通知)

第 21 条 総会の議決事項は会員に通知する。

## 第 6 章 資産および会計

(財産の処分に関する制限)

第 22 条 財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、処分し、または担保に供することができる。

(会計年度)

第 23 条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計区分)

第 24 条 会計は、次のとおり一般会計と特別会計に区分する。

- (1) 一般会計：第5条第1項に示す事業（事業部としての活動に係るもの）
- (2) 特別会計(防災)：第5条第2項に示す事業（防災対策本部としての活動に係るもの）
- (3) 特別会計(方南西)：第5条第3項に示す事業（方南西 祭礼委員会としての活動に係るもの）

- 2 各会計間の収支は、繰入金（収入・支出）として処理する。

(収 入)

第 25 条 町会の収入は、次による。

- (1) 会 費
- (2) 寄付金
- (3) 事業実施に伴う諸収入
- (4) 公的助成金等

2 公的助成金等は、助成側の予算決算手続きに基づいて処理する。

## 第 7 章 補 足

(会則施行)

第 26 条 この会則施行に必要な内規は、役員会の議決を経て、制定する。

付 則 1 本規約に定めのない事項で重要な案件が生じた場合は、役員会に諮って決定する。なお、次回の総会に報告するものとする。